

非課税貯蓄申告書等が無効とされた場合の申告方法について

県民税利子割の課税対象となる利子等の範囲は、所得税における利子所得等の一律分離課税の対象とされる利子等の範囲と一致する（割引債を除く）こととされています。

また、県民税利子割の課税標準となる「利子等の額」についても、所得税法その他の所得税法に関する法令の規定の例によって算出することとされています。

よって、非課税貯蓄申告書等が無効とされ、所得税を過去にさかのぼって追徴されることとなった場合には、県民税利子割についても追徴していただく必要があります。

その場合の取扱いについては、下記をご参照のうえ、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

記

	納入方法	申告書の記載方法				
財形要件違反分	要件違反が生じた日の属する月の翌月10日（10日が休日の場合は翌営業日）までに申告納入してください。	○追加徴収分の総額を定例月分の利子等の種類ごとに合算し、摘要欄には次のように記載してください。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>財形違反分利子等の支払額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>(マル優等無効分利子等) 税額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	財形違反分利子等の支払額	円	(マル優等無効分利子等) 税額	円
財形違反分利子等の支払額	円					
(マル優等無効分利子等) 税額	円					
マル優等無効分	追徴することとなった日の属する月の翌月10日（10日が休日の場合は翌営業日）までに申告納入してください。 ◆添付書類 マル優等無効分追徴額内訳書 県民税利子割用	○なお、マル優等無効分について、次の場合は、利子等の支払をした年月欄に追徴月を、 <u>摘要欄には「マル優等無効分のみ」と記載</u> してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・定例月分の申告納入とは別にマル優等無効分のみを申告納入する場合 ・当該月に申告納入する利子に同じものがなく、マル優等無効分のみを申告納入する場合 ○マル優等無効分のみを申告納入される場合、利子の種類毎に1枚の納入申告書にまとめていただき、必ず「マル優等無効分追徴額内訳書県民税利子割用」を添付して、本来の利子支払月、税額等の内訳が分かるようにしてください。				
その他	判明後直ちに申告納入してください。	○不足分の申告書を、利子の種類ごと、かつ、本来の利払い月ごとに作成し、 <u>摘要欄には「年月日申告納入分の不足分」と記載</u> してください。				

※法定納期限から5年以上経過したものについては、申告納入の必要はございません。

【お問い合わせ先】奈良県奈良県税事務所 課税一課 個人税係

Tel.0742-20-4533 (直通)